

第30回明石市入札監視委員会議事録

日 時 平成29年12月7日（木曜日）
午後2時20分～午後4時15分
場 所 804会議室

出席者（委員：委員長以下50音順）

正木委員長、石原委員、中川委員、鍋島委員、濱田委員

明石市入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定する定足数を満たしていることを確認

（事務局）

財務室契約担当：奥村契約担当課長、佐藤契約担当係長、
亀尾工事契約担当係長、中沢主任、岩佐事務職員、
戎井事務職員

（工事主管部署）

営繕課：久納営繕課長、花畑建築第2係長、大上技術職員
緑化公園課：門田緑化公園課長、安部係長、吉田技術職員
道路安全室：小田垣道路安全室長
道路整備課：田仲道路整備課長、近石幹線道路係長、梅鉢主任、岸田主任、

【議事開始前の手続き】

- 1 開会（午後2時20分）
- 2 事務局の紹介
- 3 議事録署名人の選任

議事録署名人を石原委員、濱田委員に決定

【議 事】

1 開 会

2 建設工事に関する入札・契約手続きの運用状況報告 (平成28年度下半期及び平成29年度上半期)

(1) 事務局から、「平成28年度建設工事執行実績総括表」、「平成29年度上半期建設工事執行実績総括表」、「平成28年度下半期建設工事執行実績リスト」、「平成29年度上半期建設工事執行実績リスト」により、平成28年度下半期及び平成29年度上半期(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)の発注状況(明石市及び明石市水道部)158件を報告

- ・制限付一般競争入札(1.5億円以上) = 12件
- ・制限付一般競争入札(1.5億円未満) = 110件
- ・随 意 契 約 = 36件

(2) 事務局から、「平成28年度下半期指名停止措置リスト」、「平成29年度上半期指名停止措置リスト」により、平成28年度下半期及び平成29年度上半期(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)に指名停止措置を行った内容(12事案、全18者)を報告

Q 「平成28年度下半期建設工事執行実績リスト」にある「西明石308号線舗装修繕工事」は応札のあった7者のうち、落札者以外の5者が最低制限価格未満、1者が予定価格超過となっているが、このような入札結果となった理由はどのようなことがあげられるか。

⇒A 舗装工事は人気があり、競争性があったと思われる。最低制限価格より少し高い価格での入札を狙ったため、5者も最低制限価格未満になったのではないかと考える。

3 【抽出案件審議】

事務局から、事前に案件抽出担当委員が選定した下記の2件の工事について、抽出案件説明書により、工事概要及び公告から落札決定に至るまでの経緯を説明

- ・制限付一般競争入札（1.5億円以上）＝1件
- ・制限付一般競争入札（1.5億円未満）＝1件

※案件抽出担当委員

中川委員 － No. 1

鍋島委員 － No. 2

議事3 抽出案件における主な質疑・意見等

No.1 [制限付一般競争入札（1.5億円以上・電子方式）：

明石中央体育会館特定天井等耐震化ほか工事]

本工事は特定天井等非構造部材の耐震化工事及び付随する電気・機械設備工事であり、次の①～⑥の詳細について説明した。

- ①アリーナ部（第1、第2競技場）の既設メッシュ天井のブレース補強及び落下防止ワイヤー設置工事
- ②アリーナ部（第1競技場）の既設勾配天井のボード類撤去及び膜天井設置工事
- ③玄関ホール部の既設ボード天井下面への落下防止ネット設置工事
- ④アリーナ部（第1、第2競技場）の照明器具のLED化工事（ワイヤー設置共）及び玄関ホール部の既設照明器具等の落下防止ワイヤー設置工事
- ⑤アリーナ部（第1、第2競技場）及び玄関ホールの火災報知設備の改修工事
- ⑥アリーナ部（第1競技場）の既設空調ダクトの振れ止め補強工事

本案件は平成29年4月11日に1回目の公告、5月11日に開札を行い、入

札結果として、5者から応札があったが、うち3者は予定価格超過で無効、うち1者は低入札価格調査で失格、うち1者は書類不備のため無効となったため、不調打切りとなった。そのため、再度公告入札案件として、平成29年5月17日に2回目の公告、6月1日に開札を行い、入札結果としては3者から応札があり、低入札価格調査の結果、最低価格で応札した業者と契約をした。

Q 1回目の入札において、5者の入札のうち、1番札2番札と3～5番札で入札金額に開きがあるが、どのような理由があると考えられるか。2回目は再度公告入札で設計金額に変更がなかったにもかかわらず、3者しか入札がなく、1回目に入札参加した残りの2者や、他の業者が入札参加しなかった理由はどのようなことが考えられるか。また、1回目の入札結果において、一番札が一部の項目で数値的判断基準に適合していないため失格となっているが、具体的にどのような理由で失格となったのか。

⇒A まず1点目について、入札時に提出された内訳書で比較をしたところ、直接仮設工事（足場等）とメッシュ天井改修工事で市の設計金額と応札金額に開きがみられた。

直接仮設工事にあまり使われない、大型の移動足場などがあり、金額の想定が難しく、見積りにかなりの差が生じたものと考えられる。

メッシュ天井改修工事について、市としてはメッシュ天井へのブレースとワイヤー設置は自社、下請施工どちらでも可能なものとし、指定する下請メーカーなどの記載はしていなかったが、応札者側は金物専門の下請けに見積りをした結果、業者ごとに単価が異なり、数量が多いこともあって総額としてかなりの差が生じたものと考えられる。

2点目については、民間工事との兼合いの中で、予定していた配置技術者を別の工事担当に据えようとしたことや、他の適任者もタイミング的にいなかったことが聴き取りによってわかった。また、他の業者が入札参加しなかった理由としては、1回目の入札結果を見て金額的に競えないと踏んだことや、膜天井等の特殊なものが含まれていたため、敬遠された可能性も考えられる。

⇒A 1 回目の入札結果において、一番札が失格となった理由は、数値的判断基準にある「現場管理費と一般管理費の合計額が市の設計金額の 55%以上であること」という項目を満たしていなかったためである。

Q ブレースの長さを現場で調節しながら決めたと述べていたが、200 箇所程度あるものを一つ一つ現場で調節したのか。

⇒A 基本は図面により施工しているが、立体トラスに勾配があるため、いくつかの長さでのグルーピングや、障害物がある箇所について、特に調整が必要であった。

No.2 [制限付一般競争入札（1. 5 億円未満・電子方式）：

本町 1 丁目地内配水管布設替（その 2）工事ほか工事

明石中央 3 7 号線道路改良工事

工事箇所は明石市の主要観光資源である「魚の棚商店街」である。道路工事の趣旨としては、明石駅前再開発事業により JR 明石駅から信号等に阻まれることなく観光客等を魚の棚商店街へ誘導できるよう、動線の確保及び環境整備を進めるものである。側溝及び舗装について劣化が進んでおり、修繕及びウロコ風に美装化することで歩行者空間を確保し、商店街のにぎわいづくりにも貢献できるものである。

当初は道路工事、水道工事、下水道工事の 3 つの工事を合併して発注した。水道工事と下水道工事については老朽化が進んでおり、特殊な舗装で復旧が大変であることや商店街内を頻繁に工事することは困難なことから、今回の道路工事に併せて更新しようとしたものである。

本町 1 丁目地内配水管布設替（その 2）工事ほか工事は平成 28 年 1 月 15 日に公告、平成 28 年 1 月 28 日に開札を行ったが、応札者なしのため不調打ち切りとなったため、道路工事を除いて水道工事と下水道工事を合併し 2 回目として平成 29 年 1 月 10 日に公告、平成 29 年 1 月 26 日に開札を行ったが、応札者

なしのため不調打切りとなった。さらに水道工事のみで3回目として平成29年2月7日に公告、平成29年2月23日に開札を行い、1者から応札がありその業者と契約した。

2回目の公告から除いた道路工事の明石中央37号線道路改良工事は、4回目として平成29年6月13日に公告、平成29年6月29日に開札を行い、1者から応札があったが、低入札契約の手持件数が上限を超えるため不調打切りとなったため、5回目として平成29年7月4日に公告、平成29年7月20日に開札を行い、1者から応札があり、その業者と契約した。

Q 最近の流れにあるように今回の案件も発注工事を大型化し金額を大きくすることで応札参加者数を増加させるという取り組みの一環として設計したと思うが、結果としては5回も入札を行うことになった。当初の思惑と違う結果になったのはどうしてか。また、4回目に低入札で応札した業者が5回目で金額を上げて最終的には落札したが、どのような設計の変更をしたのか。また、応札者が1者という結果だが、他の業者が応札しなかった理由をどのように考えているか。

⇒A 発注側としては大型化によって経費削減や工期の短縮、事務手続きの軽減、加えて一つの業者が工事をするることによる地域の負担軽減などを考えて合併して発注したが、業者側としては商店街で人通りが多く、商売にも影響することから夜間工事になる上に、飲食店等もあり時間に制約を受けることなどの作業効率の悪さから、利益率が低下すること、また、3つの工事の合併は現場代理人の負担も大きく、3つの工種に精通した現場代理人等の確保が難しかったのではないかと考える。市としては合併工事のメリットをを考えて発注したが業者側は現場条件を原因とする利益率の悪さがあったのではないかと考えている。

4回目と5回目の設計内容については、必要な工事は決まっているので工事内容の再設計は行っていない。安全対策の精査を行った程度である。

1者しか応札が無かった理由としては、現場条件（長期の夜間作業や進捗率が上がらない等）を原因とする利益率の悪さや、夜間工事は業者の負担が大きいため敬遠されがちであり、その結果1者応札になってしまったのではないかと

と考えている。

Q かなり特殊性のある地域での工事だったということはわかったが、夜間工事は苦情が多いものなのか。

⇒A 商売に影響があり、また、騒音も出るため、商店街からも、飲食店を利用する客からも苦情は少なくない。

Q 1者しか応札がなかったのは非常に残念である。今後大型化するにあたっては受注者側の作業効率のことも検討してもらいたいと思う。

⇒A ご指摘のとおりと考えている。今回は市側の合併に関するメリットを考えて発注したが、今後は現場の制約条件や業者毎に得意分野が違うことなど実情を踏まえ取り組んでいきたいと思う。

Q 今回の案件について、地元の意向や状況など現場の特殊な状況を把握した上で設計に反映させているように感じたが、どうやって設計に反映させているのか。

⇒A 例えば夜間工事は人件費を高く設定して積算する等、工事の積算においては多岐にわたった項目が設定されてはいるが、しかし、個別の現場状況に合わせて具体的に積算することはできない。苦情対応件数等を積算に反映することは不可能なので、できる範囲で反映させて積算を行っている。

5 「入札不調状況について」(報告)

事務局より、「入札不調対策の経過」および「平成29年度の入札不調状況」を報告

「入札不調対策の経過」について

平成27年4月から配置技術者(主任技術者)の専任義務緩和を行い、平成2

7年7月からは現場代理人の複数現場の兼務を可能にし、また、平成28年1月からの「発注標準の見直し」により、低価格帯の案件であっても高いランクの業者が応札できるように改正したこと等により、応札参加者数を増やして入札不調対策を行ってきた。

「平成29年度の入札不調状況」について

平成26年度は不調発生率38.9%という非常に高い状況であったが、平成27年度は26.5%、平成28年度は22.3%と不調率が減少している。平成29年度9月末現在では、一般競争入札の発注件数67件に対して、不調件数は8件、不調率11.9%であり不調案件は減っている。

6 「入札制度改正について」(報告)

事務局より、現在検討中である「入札制度改正(案)について」を報告

「事業者登録時における社会保険加入要件化のサービス部門への範囲拡大」や「事業者へのインセンティブの導入」など